◇　屋外広告物許可申請　手続きの流れ　◇

申請

窓口に持参もしくは郵送で提出してください。
【窓口】杉並区役所本庁舎　西棟４階
【郵送】〒166-8570
杉並区阿佐谷南１－１５－１
杉並区役所　都市整備部土木管理課占用係　屋外広告物担当　宛

↓

申請手数料算定・審査

新規申請及び変更申請の場合、審査に数日かかります。
また、書類不備・条例の基準を満たしていない等、申請を差し戻す場合がございます。

↓

申請手数料の支払い

【新規申請及び変更申請の場合】
後日、納入通知書を発行いたします。
郵送で受取を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。

【継続申請の場合】
申請時に窓口払い　もしくは納入通知書を発行いたします。
※広告物の内容が前回と同じ場合に限ります。

↓

申請手数料の入金確認（納入通知書で支払う場合のみ）

金融機関で手数料納付後、領収証書を土木管理課占用係宛ファックスしてください。
【FAX】０３－３３１６－２４７０

↓

許可書及び標識票の交付

申請手数料の入金確認後、１週間～１０日程度の日数を要します。
郵送で受取を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。
※はり紙・はり札の申請では、許可書と引き換えに誓約書を提出していただきます。

↓

取付け完了届・標識票はり付け報告の提出

【広告塔・広告板／アーチ／装飾街路灯の新規申請の場合】
取付け完了届に、広告物のカラー写真と屋外広告物許可済証（標識票）を貼り付けている状態が確認できる写真を添付してください。
※窓口持参・郵送提出のいずれでも可

【上記以外】
標識票はり付け報告に、屋外広告物許可済証（標識票）を貼り付けている状態が確認できる写真を添付してください。
※窓口持参・郵送提出のいずれでも可